

財 関 第 8 2 9 号
平成 23 年 7 月 21 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

関税法基本通達等の一部改正について

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（平成23年条約第7号）の施行に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成23年8月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

税関様式C第5290-12号の次にC第5290-13号として別紙3を加える。

(了)